

自然科学研究機構公的研究費等不正使用防止計画

令和5年 5 月 19 日決定

令和5年 10 月 19 日変更

令和7年 6 月 12 日変更

1. 目的

自然科学研究機構（以下「機構」という。）において、公的研究費等の適正な使用を徹底するため、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における公的研究費等取扱規程（以下「取扱規程」という。）に基づき、以下のとおり不正使用防止計画を策定する。

2. 基本方針

機構における公的研究費等の不正使用の防止に係る基本方針は、以下のとおりとする。

- （1）不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、機構内外に公表する。
- （2）事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- （3）不正を誘発させる要因に対応した実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
- （4）適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営、管理を行う。
- （5）公的研究費等の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- （6）公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

3. 責任体系の明確化及び情報発信・共有化の推進

本計画、関係規程並びに取扱規程において定められた以下の最高管理責任者等の責任範囲・権限及び機構における体制をホームページで公開し、機構内外に周知する。

最高管理責任者	機構長
統括管理責任者	不正使用防止担当理事
不正使用防止責任者	各機関の長
不正使用防止副責任者	必要に応じて不正使用防止責任者の下に置かれた者

4. 環境整備

不正使用防止責任者は、当該機関における公的研究費等の運営、管理及び不正使用防止教育について統括する実質的な責任と権限を持つものとして、次の事項について主体的に実施するものとし、その実施状況を定期的に統括管理責任者に報告するものとする。

(1) ルールの明確化

公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（以下「全構成員」という。）にとって分かりやすいルールを定め、周知の徹底を図るとともに、実態と乖離していないか点検し、必要に応じてルールの見直しを行う。

(2) 職務権限の明確化

研究者等と事務職員の権限と責任を明確にする。また、適切な職務分掌を定め、実態と乖離しないようにする。

(3) 構成員の意識向上

- ① 全構成員に、自身が取り扱う公的研究費等のルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのか理解させるため、不正使用防止教育及び啓発活動を実施する。
- ② 不正使用防止教育は毎年度実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握する。なお、未受講者に対しては、受講状況に改善が認められない場合、各機関において効果的な是正措置を講じる。
- ③ 全構成員に対して、誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、公的研究費等の運営・管理に関わることができないこととする。

(4) 相談体制等の整備

- ① 事務処理に関する相談窓口及び不正使用に関する通報窓口について、ホームページで公表し、周知を図る。
- ② 不正に係る情報が通報された場合は、迅速に対応を行う。

(5) 公的研究費等の適正な運営・管理活動

- ① 予算の執行状況を把握・検証し、実態と合ったものになっているか確認するとともに、計画的な執行を促す。加えて、繰越制度の活用についても周知を図る。
- ② 物品等の検収を確実に実施するため、全構成員に対して物品等の検収の流れについて説明する。
- ③ 検収は、原則として事務部門が実施し、事務部門の検収が困難なものについては、検収方法を別に定める。
- ④ 取引業者に対して物品等の検収の流れについて説明するとともに、必要に応じて誓約書の提出を求める。また、不正取引を行った場合の処分方針について周知を図る。

- ⑤ 換金性の高い物品については、少額備品と同様の管理を行う。
- ⑥ 謝金、賃金及び旅費の事実確認の方法を定め、全構成員に周知を図る。

5. モニタリング

監査室は、書面調査のみならず、関係者への聞き取り調査を行うなど実効性の高い内部監査を実施する。また、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。

6. 不正が発生させる要因の把握と不正使用防止計画の見直し

統括管理責任者は、各機関における公的研究費等の運営、管理及び不正使用防止教育の実施状況の報告並びに内部監査報告等を活用し、不正使用が発生させる要因を把握し、必要に応じて本計画の見直しを図る。